

○広島県住宅供給公社一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）

平成20年2月12日制定

平成23年9月1日一部改正

1 趣旨

この要綱は、広島県住宅供給公社（以下「公社」という。）が実施する、入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の事務に関し、必要な事項について、その標準を定めるものとする。

2 対象工事

対象工事は、次のとおりとする。ただし、公社が特に必要と認めた場合は、(1)の工事であっても、一般競争入札によらないことができるものとする。

(1) 請負対象設計金額が1,000万円以上の工事

(2) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事のうち公社が事後審査型一般競争入札に付すことが適当であると認めた工事

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加しようとする者に必要な資格の要件（以下「資格要件」という。）として、次の事項を定めるものとする。ただし、イ及びウについては、それらのうち一方を定めないこととすることができる。

ア 当該工事の業種について、広島県知事が定める建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第6条本文の資格の認定（以下「資格認定」という。）を受けていること。ただし、特定共同企業体に発注する場合においては、特定共同企業体の構成員が資格認定を受けていることを条件とすることとし、9(1)の公社の認定を受けるものとする。

イ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に該当すること。

なお、工事の内容及び他の資格要件の設定内容によっては、(イ)又は(ウ)を定めないことができ、さらに、(ア)の格付けの等級が2以上ある場合は、その一部に限定することができるものとする。

(ア) アの資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、広島県知事が定める建設工事指名業者等選定要綱（以下「選定要綱」という。）別表第4に定めるものであること。

ただし、緊急に施工する必要のある災害復旧工事、維持修繕工事等又は選定要綱別表第6に定める高度又は特殊な技術を要する工事及び新開発工法等の新技术を用いる工事については、選定要綱別表第4の請負対象設計金額欄の区分ごとに同表の格付けの欄に定める格付けの等級より上位の格付けの等級とすることができる。

(イ) アの資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、選定要綱別表第5に定めるもの（選定要綱別表

第4に定める格付別標準発注金額の上限額以上を対象として設定されたものに限り、A等級を除く。)であり、かつ、別記1の「上位格付等対象の一般競争入札に参加できる者」の要件を満たすこと。

(ウ) アの資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、選定要綱別表第5に定めるもの(A等級に限る。)であり、かつ、別記1の「上位格付等対象の一般競争入札に参加できる者」の要件を満たすこと。

ウ アの資格の認定に係る当該工事の業種の総合数値(客観数値と主観数値を合計した数値をいう。)が一定の数値であること。

エ 当該工事の業種に係る年間平均完成工事高(アの資格の認定の基礎になっている経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書に記載されているものに限る。以下同じ。)が、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)以上であること。

オ 当該工事の請負対象設計金額が8,000万円以上である場合は、当該工事の業種について建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

カ 当該工事の請負対象設計金額が8,000万円以上である場合は、当該工事に必要な監理技術者の資格を有する者を専任で配置できること。

キ 当該工事の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、公社又は広島県の指名除外措置又は下請制限措置の対象となっていないこと。

ク 当該工事の公告日から開札日の間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分(本件入札に参加し、又は本件工事の請負人となることを禁止する内容を含まない処分であって、既に公社又は広島県が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。)を受けていないこと。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づいて更正手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が定める手続に基づいてアの資格の再認定を受けていること。

コ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が定める手続に基づいてアの資格の再認定を受けていること。

サ 当該工事に係る設計業務等の受託者以外の者であって、かつ、当該受託者と資本及び人事面において関連がない者であること。

シ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体(以下「特定共同企業体」という。)に工事を発注する場合は、特定共同企業体の構成員の資格要件として、次の事項

を定めるものとする。ただし、特定共同企業体の代表者以外の構成員については、イを定めないことができるものとする。

なお、選定要綱別表第6(一)の工事を除いて、構成員は原則として営業所(建設業法第3条第1項の営業所をいう。以下同じ。)のうち主たる営業所(営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。)を県内に有する者(以下「県内業者という。」)とし、構成員を県内業者とすることが困難な場合には、構成員のうち少なくとも1者は県内業者とする等、特定建設工事共同企業体取扱要綱の規定に適合した構成であって、かつ、構成員の当該工事の業種に係る年間平均完成工事高の合計が予定価格以上であることが必要である。

ア 特定建設工事共同企業体取扱要綱第8条(1)、(2)及び(4)に掲げる事項

イ (3)イに掲げる事項

ウ (1)キからシまでに掲げる事項

(3) 工事の種類又は性質等によっては、(1)及び(2)に掲げる事項のほか、資格要件として、次の事項を定めることができる。

ア 当該工事の業種について営業所又は主たる営業所を広島県内又は県内の一定地域内に有すること。

イ 当該工事と同種・同規模の工事(原則として当該発注工事の規模の80%以上の工事とする。)の元請施工実績(原則として直近10年から15年以内のものとし、かつ、特定共同企業体の構成員としての実績は、原則として出資比率20%以上の場合のものとする。)を有すること。

ウ 広島県内の公共工事において、当該工事と同一の業種の元請施工実績を有すること。

エ 当該工事に必要な監理技術者又は主任技術者等の資格を有する者(経験の有無及びその時期を指定することができる。)を配置(専任配置を条件とすることができる。)できること。

オ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること。

カ 別記2の「工事成績が優秀な業者等」の要件を満たすこと。

キ その他必要と認める事項

4 資格要件の決定等

(1) 当該工事の資格要件は、広島県住宅供給公社指名業者等選考委員会(以下「選考委員会」という。)の意見に基づいて広島県住宅供給公社事務局規程に定める区分による決裁権者(以下「決裁権者」という。)が決裁し、決定する。

- (2) (1)の場合においては、住宅部長が当該工事の資格要件の原案を作成し、入札参加資格者状況表（別記様式第1号）を添えて選考委員会に諮るものとする。

5 公告

- (1)事後審査型一般競争入札を実施しようとするときは、別に定める書式見本に準じて作成したところにより、公社の事務所での掲示若しくは閲覧の方法又は情報通信ネットワークを利用した方法によって公告し、必要に応じて入札参加希望者に公告の写しを配布する。
- (2)事後審査型一般競争入札の公告は、その本体の部分には、案件ごとに異なる部分及び入札参加希望者に注意喚起しなければならない事項（以下「個別事項等」と総称する。）のみを記載し、基本的にすべての案件において共通であるような事項（以下「共通事項」という。）は、これを別紙として引用する形とする。この場合の標準的な書式見本は次表のとおりとする。

区 分	本体の部分 (個別事項等)	引用する別紙 (共通事項)
単体企業に発注する場合	公告文例その1 からその3	公告文例その5
特定建設工事共同企業体に発注する場合	公告文例その4	

6 予定価格の事前公表

当該工事の予定価格を5の公告の中に記載し、事前に公表する。

7 設計図書の閲覧及び配付

- (1)設計図書は、公告に定める期間、公社の事務所において閲覧に供する。
- (2)設計図書は、原則として、入札参加予定者のうち、希望する者に対して有料配付する。
- (3)設計図書に対する質問は、設計図書に対する質問・回答書（別記様式第2号）によって受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧に供する。

8 特定共同企業体に発注する場合の取扱い

- (1)特定共同企業体の代表者は、1.1(1)の資格要件確認書類の提出の際に、別に定める建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を提出し、公社の認定を受けなければならない。
- (2)特定共同企業体に発注する場合の取扱いは、この要綱に定めるもののほか、特定建設工事共同企業体取扱要綱に定めるところによる。

9 工事内訳書の提出

- (1)当該工事の入札参加者は、入札書の提出に併せ、当該工事に係る工事費内訳書を提出しなければならない。
- (2)入札の際に工事費内訳書の提出がない者は、入札に参加することができない。

- (3) 工事費内訳書に記載すべき項目（工事区分及び工種等）は、工事ごとに公社が指定する。（様式は指定しない。）。
- (4) 提出された工事費内訳書が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、当該工事内訳書を提出した入札参加者は資格要件を満たしていないものとみなす。
 - ア 記名押印がない場合
 - イ 工事名に誤りがある場合
 - ウ 本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載がない場合
- エ 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合（5）工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。
- (7) 提出された工事費内訳書は、原則として広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく開示対象となる。
- (8) 提出された工事費内訳書については返却しない。
- (9) (1)から(8)までの趣旨は、5の公告中に表示する。

10 入札及び開札の手続

- (1) 当該工事の入札は、最低制限価格制度（地方自治法施行令第167条の10第2項）によるものとする。
- (2) 提出された入札書及び工事費内訳書の書換え、引替え又は撤回は、認めないものとする。
- (3) 入札執行者は、公告した入札の場所において、入札時刻になったことを確認した後に入札者を立ち合わせて入札を行うものとする。
- (4) 入札執行者は、開札の結果、最低制限価格以上かつ予定価格以下の価格で入札を行った者のうちの最低価格入札者を第一落札候補者として選定するものとする。なお、最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者にくじを引かせて一人の第一落札候補者を選定する。
- (5) 入札執行者は、(3)及び(4)の手続終了後、落札者を決定しないで開札手続を終了するものとする。その際、入札執行者は、各入札者の入札金額を読み上げることなく、「資格要件の確認後、後日落札者を決定する。落札者を決定したときは、通知又は連絡する。」旨を宣言するものとする。

11 資格要件確認書類の提出

- (1) 第一落札候補者に対しては、前項の開札手続の終了後、公告に定める資格要件に応じて、技術者の資格・工事経験調書（別記様式第3号）及び建設工事施工実績証明（願）書（別記様式第4号）その他の資格要件の確認に必要な書類（以下「資格要件確認書類」と総称する。）を指定した期限までに提出するよう、資格要件確認書類提出依頼書（別記様式第5号）により求める。

なお、必要に応じて第一落札候補者以外の入札者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。

(2) (1)により資格要件確認書類の提出を求められた者が次のアからエのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、その者に対し指名除外措置を行うことがある。

ア 指定した期限までにすべての資格要件確認書類の提出をしない場合

イ 資格要件の確認のために公社の職員が行った指示に従わない場合

ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合

エ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合

(3) 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された資格要件確認書類は、提出者に無断で使用しない。

(5) (1)から(4)までの趣旨は、5の公告中に表示する。

1.2 技術者の資格・工事経験調書に記載する配置予定技術者の取扱い

(1) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載すること。

なお、技術者の資格・工事経験調書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）の記載を認める。

(2) 工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合には、指名除外を措置することがある。

(3) 技術者の資格・工事経験調書の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更又は差換え等は認めない。

(4) 落札後、工事の施工に当たって、入札参加希望書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

1.3 落札者の決定方法

(1) 第一落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者を落札者として決定する。なお、第一落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（9(4)又は1.1(2)の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。）は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者から1.1の規定に準じて資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を行うものとする。この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。

(2) (1)の落札者の決定は、選考委員会の長の承認を得た後、決裁権者の決裁を受けて行うものとし、(1)の入札を無効とする決定は、選考委員会の

議を経た後、決裁権者の決裁を受けて行うものとする。

(3) (1)及び(2)の規定により落札者の決定がなされた場合には、落札者決定通知書（別記様式第6号）により、その旨を当該工事の入札に参加したすべての者に通知するものとする。

1.4 当該工事の資格要件を満たさない者の取扱い

(1) 1.3 (1)及び1.3 (2)の規定により入札が無効とされた場合には、その旨及びその理由を入札参加資格不適合通知書（別記様式第7号）により当該入札参加者に通知するものとする。

(2) 1.3 (1)及び1.3 (2)の規定により入札が無効とされた者は、資格要件を満たしていると認められないと判断した理由の説明を求めること（以下「不適合理由説明請求」という。）ができる。

(3) 不適合理由説明請求を行おうとする者は、(1)の通知を行った日から起算して3日以内に、不適合理由説明請求書（別記様式第8号）を提出しなければならない。

(4) 不適合理由説明請求書の提出を受けたときは、速やかに、不適合理由説明書（別記様式第9号）により回答するものとする。

1.5 入札結果の公表

入札結果等は閲覧に供する。

1.6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

2 この要綱は、平成23年 9月 1日から施行する。

別記1

上位格付等対象の一般競争入札に参加できる者

要綱3(1)イ(イ)及び(ウ)の「上位格付等対象の一般競争入札に参加できる者」は、平成23年4月1日から当該一般競争入札の募集公告の前日までの間において広島県の指名除外措置又は下請制限措置の対象となることがなく、かつ、次のいずれかに該当している者とする。

- 1 平成18年11月1日から平成22年10月31日までの間に、竣工検査に合格した広島県発注の建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事（当該一般競争入札の対象工事と同じ業種のものに限る。）の元請施工実績件数及びその平均工事成績点が次表に掲げるとおりであること

（注 この要件に該当する場合は、平成23・24年度県建設工事入札参加資格者名簿の「上位格付等の入札に参加できる者の1に該当する者」欄に○印が表示されている。）

業 種	元請施工実績件数	平均工事成績点
土木一式工事	4件以上	79点以上
建築一式工事	4件以上	80点以上
とび・土工・コンクリート工事	4件以上	79点以上
法面処理工事	4件以上	81点以上
電気工事	4件以上	80点以上
管工事	4件以上	78点以上
鋼構造物工事	4件以上	83点以上
ほ装工事	4件以上	80点以上
しゅんせつ工事	4件以上	82点以上
塗装工事	4件以上	81点以上
機械器具設置工事	4件以上	84点以上
電気通信工事	4件以上	82点以上
造園工事	4件以上	81点以上
水道施設工事	4件以上	85点以上

- 2 当該一般競争入札の対象工事と同じ業種について、優良建設工事施工業者選定事務処理要領の規定により「優良建設工事施工業者」に選定されていること

別記 2

工事成績が優秀な業者等

要綱 3 (3)カの「工事成績が優秀な業者等」は、次のいずれかに該当している者とする。

- 1 平成 23・24 年度県建設工事入札参加資格者名簿における当該一般競争入札の対象工事と同じ業種の平均工事成績が次表に掲げる点数以下でないこと（平成 18 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの間に、竣工検査に合格した広島県発注の建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事の元請施工実績がない場合を含む。）

業 種	平均工事成績点
土木一式工事	75 点
建築一式工事	74 点
とび・土工・コンクリート工事	76 点
法面処理工事	78 点
電気工事	74 点
管工事	71 点
鋼構造物工事	78 点
ほ装工事	77 点
しゅんせつ工事	79 点
塗装工事	76 点
機械器具設置工事	75 点
電気通信工事	75 点
造園工事	76 点
水道施設工事	76 点

- 2 当該一般競争入札の対象工事と同じ業種について、優良建設工事施工業者選定事務処理要領の規定により「優良建設工事施工業者」に選定されていること